

公益社団法人埼玉県危険物安全協会連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県危険物安全協会連合会（以下「連合会」という。）という。

(事務所)

第2条 連合会は、事務所を埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目6番5号に置く。

(目 的)

第3条 連合会は、消防法に基づき危険物に起因する災害の防止を図るため、危険物の安全管理体制の確立と危険物取扱者の資質の向上を促進し、もって社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 危険物に係る安全管理思想の啓発及び普及に関すること。
- (2) 危険物に係る災害の防止に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 危険物に関する講演会、講習会及び研修会等の開催に関すること。
- (4) 埼玉県が行う危険物に関する講習会等に係る事業の受託に関すること。
- (5) 危険物安全管理功労者等の表彰に関すること。
- (6) 機関誌の発行及び図書の刊行に関すること。
- (7) その他連合会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項の事業は埼玉県内において行うものとする。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 連合会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 危険物施設を有する事業所をもって地域ごとに組織された危険物の安全確保等を目的とした団体。
- (2) 賛助会員 連合会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員 連合会に功績のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者。

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その理由を記載した退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員である団体が解散し、又は会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 正会員又は賛助会員が次の各号のいずれかに該当するとき、及び名誉会員が第2号に該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
 - (2) 連合会の名誉を傷つけ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して通知するとともに、当該会員の除名に議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 第1項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知しなければならない。
(会費等の不返還)
- 第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品は、返還しない。

第3章 役員等及び事務局

(役員の種類及び選任)

第11条 連合会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 4人
 - (3) 常務理事 1人
 - (4) 理事 (会長、副会長及び常務理事を含む。) 10人以上16人以内。
 - (5) 監事 3人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、過半数の監事の同意を得なければならない。
 - 3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 4 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、連合会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき常務を処理する。
- 4 会長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第13条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とし、新たに選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。
- 3 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。
この場合において、同条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは、

「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第15条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問)

第16条 連合会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、連合会の事業に密接な関係にある者のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じるほか、総会及び理事会において意見を述べるることができる。

(事務局)

第17条 連合会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、常務理事をもって充て、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種類)

第18条 連合会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、「一般社団・財団法人法」に定める社員総会とし、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第20条 総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項を議決する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、「一般社団・財団法人法」上の定時社員総会として毎年度5月に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催請求があったとき

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 監事から一般社団・財団法人法第101条第2項に基づいて招集の請求があったとき。

(会議の招集)

第22条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求のあった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 前条第3項第2号及び第3号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事が招集できる。

4 会議を招集する場合には、その会議を構成する構成員又は理事及び監事に対し、会議

の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(会議の議長)

第23条 会議の議長は、会長がこれに当たる。
(会議の定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
(会議の議決)

第25条 総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって行う。

2 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって行う。
(総会における書面表決等)

第26条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人と定め、当該表決を委任することができる。この場合において第24条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第27条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(理事会への報告の省略)

第28条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を報告することを要しない。

2 前項の規定は第12条第4項の規定による報告には適用しない。
(会議の議事録)

第29条 会議の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が署名押印しなければならない。

第5章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第30条 連合会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
(事業年度)

第32条 連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び予算)

第33条 連合会の事業計画及び予算は、事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び決算)

第34条 連合会の事業報告、決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、通常総会に、提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第6章 定款の変更、解散及び合併等

(定款の変更)

第35条 この定款を変更する場合は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得なければ、定款の変更はその効力を生じない。

(合併等)

第36条 連合会は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、他の「一般社団・財団法人」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第37条 連合会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 連合会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、連合会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は埼玉県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 連合会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、連合会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は埼玉県に贈与するものとする。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 連合会の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第8章 雑 則

(委 任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 齋藤徳之助 清宮安雄 下妻僚 折原利夫 石川浩史郎 大木一也
奥富喜平 田島英治 中村健男 渡邊嗣彦 鈴木貞男 横田保良
榎田達治 川邊昭 駒澤徳次 神保秀久
監事 村田睦幸 大澤正夫 馬場常正
- 4 この法人の最初の代表理事は齋藤徳之助、業務執行理事は神保秀久とする。